

(別紙)

### 自治体からの意見（その他の内容）

意見	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 区域指定に当たっては、周辺の農業・漁業振興に支障がないよう十分配慮すること。</li><li>○ 農業団体では、毎年、指定区域内において大型仮設テントを設定した催事を実施しており、その開催に支障がないように配慮すること。</li><li>○ 佐賀空港の民間空港としての使用・発展（周辺地域への民間投資を含め）に影響を及ぼさないこと。</li><li>○ 区域内の海岸は海岸保全区域となっており、海岸管理事務に支障がないよう配慮すること。</li></ul>	<p>重要土地等調査法の制度は、注視区域内にある土地等の利用状況の調査を行い、重要施設への機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行うものであり、ご指摘いただいたような、一般的な生活や事業活動に影響はないと考えている。</p> <p>いずれにせよ、本法に基づく措置は、区域内にある土地等が重要施設に対する機能阻害行為の用に供されることを防止するために、必要な最小限度のものとなるよう実施することとしており、法及び基本方針にのっとり適切に対応してまいりたい。</p>